

高松市監査委員告示第34号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年11月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

令和6年度

監査結果報告書（財政援助団体等監査）

監査対象団体 高松市私立幼稚園連合会



高松市監査委員

令和6年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和6年度の財政援助団体等監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 対象局（所管課）

健康福祉局（こども保育教育課）

(2) 対象団体

高松市私立幼稚園連合会

4 監査対象事務等

局及び団体	監査対象事務
健康福祉局 （こども保育教育課）	令和5年度及び6年度における、高松市私立幼稚園連合会への財政的援助に係る出納その他の事務
高松市私立幼稚園連合会	令和5年度及び6年度における、高松市からの財政的援助に係る出納その他の事務

5 監査の着眼点

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として、監査を実施した。

6 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局及び対象団体から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局ほか

(2) 実施日程 令和6年8月20日から11月5日まで

8 監査の結果

監査対象局及び監査対象団体の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

局及び団体	指摘	意見	合計
健康福祉局 (こども保育教育課)	1	1	2
高松市私立幼稚園連合会	1	—	1
合計	2	1	3

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

高松市私立幼稚園連合会について

1 団体の概要

- (1) 団体名
高松市私立幼稚園連合会
- (2) 組織（役員）
会長1名、副会長2名、理事7名、監事2名
- (3) 主な活動内容
 - ア 幼稚園教育に関する調査研究
 - イ 教職員の資質向上と待遇の改善
 - ウ 幼稚園経営に関する協議
 - エ 関係諸団体との連絡協議
- (4) 主な収入
高松市補助金、会費

2 実施事業の内容（本市の補助事業）

補助事業名	補助事業の概要	補助の目的及び効果
高松市私立幼稚園教育研究会補助事業	幼稚園教員の資質向上のための各種研修会、事務局運営費及び教職員健康診断費に対して補助する。	私立幼稚園の経営の安定と幼稚園教員の資質向上を図る。
高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業	私立幼稚園が実施する園児の健康診断に要する経費を補助する。	私立幼稚園の園児の健康増進と私立幼稚園の経済的負担の軽減を図る。

3 本市からの補助金の名称及び決算額

（単位：千円）

名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高松市私立幼稚園教育研究会補助金	3,230	3,230	3,230	3,230	3,230
高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業補助金	2,047	1,712	1,639	1,257	1,331

※令和6年度については、予算額

令和6年度財政援助団体等監査結果一覧

結果No.	区分	項 目	公表文 該当ページ	局及び団体
1	指摘	補助事業に係る適正な事務処理について（高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業）	P5	健康福祉局 （こども保育教育課）
2	意見	補助金の交付について（高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業）	P6	
3	指摘	補助事業に係る適正な事務処理について（高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業）	P7	高松市私立幼稚園連合会

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

令和6年度／健康福祉局

告示番号	高松市監査委員告示第34号	告示日	令和6年11月29日
所管課等	健康福祉局 (こども保育教育課)	区分	指摘
指摘の項目	補助事業に係る適正な事務処理について(高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業)		
指摘する理由	令和5年度高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業に係る補助金の実績報告書を確認したところ、添付された収支決算書と関係書類の記載内容が合致していないにもかかわらず、所管課においては、修正や再提出等を求めず、当該実績報告書等を受理していた。		

指摘	高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業に係る補助金の実績報告に当たっては、補助事業の実施内容を適切に把握するとともに、収支決算書と関係書類を突合するなど、実績報告書等の内容の審査を厳格に行うよう、適正に事務処理されたい。
----	---

根拠法令・通知等	高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業補助金交付要綱
内容	(高松市補助金等交付規則の適用) 第5条 交付の申請、交付の決定、決定の通知、着手届及び完了届、補助事業等の変更等、実績報告、交付指令等、交付指令の変更、書類等の整備、決定の取消し及び補助金等の返還並びに検査等については、高松市補助金等交付規則第3条から第12条までの規定を適用する。
根拠法令・通知等	高松市補助金等交付規則
内容	(交付指令等) 第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助事業等が申請のとおり完了したことを確認したときは、補助金等の額を確定し、補助金等交付指令書(様式第10号)により補助事業者へ通知し、条件を付して補助金等を交付するものとする。

財政援助団体等監査結果

結果No.	No.2
-------	------

監査実施年度／対象局	令和6年度／健康福祉局
------------	-------------

告示番号	高松市監査委員告示第34号	告示日	令和6年11月29日
------	---------------	-----	------------

所管課等	健康福祉局 (こども保育教育課)	区分	意見
------	---------------------	----	----

意見の項目	補助金の交付について(高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業)
-------	--------------------------------

意見を付す理由	令和5年度高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業に係る補助金の実績報告書を確認したところ、添付された収支決算書と関係書類の記載内容が合致しておらず、関係書類には、各私立幼稚園が各種検診等に要する経費を支払った領収証等が、添付されていた。
---------	---

意見	高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業に係る補助金については、同事業補助金交付要綱に定める趣旨や補助対象事業の内容を勘案し、交付対象者を、現に園児の健康診断を実施している各私立幼稚園に見直すなど、補助金の適切な執行に努められたい。
----	--

根拠法令・通知等	高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業補助金交付要綱
----------	---------------------------

内容	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市内の学校教育法に定める私立幼稚園の園児の健康の増進を図るため、当該私立幼稚園が実施する園児の健康診断に要する経費に対し、予算の範囲内で高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業は、前条に定める私立幼稚園が実施する次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 学校医(内科・眼科)又は学校歯科医が実施する検診(健康診断、疾病予防、保健指導及び感染症予防を含む。)</p> <p>(2) 園児の尿の検査</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業の実施に要する経費とする。</p>
----	--

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象団体

令和6年度／高松市私立幼稚園連合会

告示番号	高松市監査委員告示第34号	告示日	令和6年11月29日
所管課等	高松市私立幼稚園連合会	区分	指摘
指摘の項目	補助事業に係る適正な事務処理について（高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業）		
指摘する理由	令和5年度高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業に係る補助金の実績報告書を確認したところ、添付された収支決算書と関係書類の記載内容が合致しておらず、高松市私立幼稚園連合会において、収支決算書に記載している一部の収入や支出を行っていなかった。		
指摘	高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業補助金交付要綱に基づき、補助事業を適正に実施するとともに、実施した補助事業の内容を、適正に反映した収支決算書を作成し、関係書類とともに提出されたい。		
根拠法令・通知等	高松市私立幼稚園園児健康診断実施事業補助金交付要綱		
内容	（高松市補助金等交付規則の適用） 第5条 交付の申請、交付の決定、決定の通知、着手届及び完了届、補助事業等の変更等、実績報告、交付指令等、交付指令の変更、書類等の整備、決定の取消し及び補助金等の返還並びに検査等については、高松市補助金等交付規則第3条から第12条までの規定を適用する。		
根拠法令・通知等	高松市補助金等交付規則		
内容	（実績報告） 第8条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （1）事業実績書 （2）収支決算書（様式第9号） （3）補助事業等の実施に要した経費を支払ったことを確認することのできる書類 （4）その他市長が必要と認める書類		